# 木曽岬町建築物耐震改修促進計画

【第二次計画】

令和4年3月

木 曽 岬 町

# 【目次】

<u> </u>	<u>早 はしめに</u>	
1	 計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
	章 計画の基本事項	
1	計画の目的等	
	(1) 計画の目的	
	(2) 对象区域、計画期間、対象建築物	
2		
	(1) 木曽岬町における大規模地震発生の緊迫性	
	(2) 想定される地震	
	(3) 想定される建物被害	9
3	建築物の耐震化の現状	10
	(1) 住宅の耐震化の状況	
	(2) 建築物の耐震化の状況	11
笙3	章 計画の方針	
1	<u>キーい色のグラット</u> 計画の基本方針	12
2	基本的な取組方針	12
3	計画の目標	13
	(1) 住宅の耐震化の目標	13
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標	
<b>笙</b> 4 i	章 建築物の耐震化のための施策	
1	<u> </u>	20
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	20
	(2) 住宅の耐震化の促進	
	(3) 計画的な耐震化の推進	21
2		
	建築物の耐震化の促進	22
3		
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	
4	その他建築物の地震に対する安全対策	
5	空き家対策による耐電化率の向上	27

# 第1章 はじめに

# 1 計画策定の背景

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前(昭和56(1981)年5月31日以前)の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16(2004)年の新潟中越地震、平成17(2005)年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23(2011)年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28 (2016) 年には熊本地震、平成30 (2018) 年には大阪府北部 地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南 海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の 耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだまだ山積みとなっています。

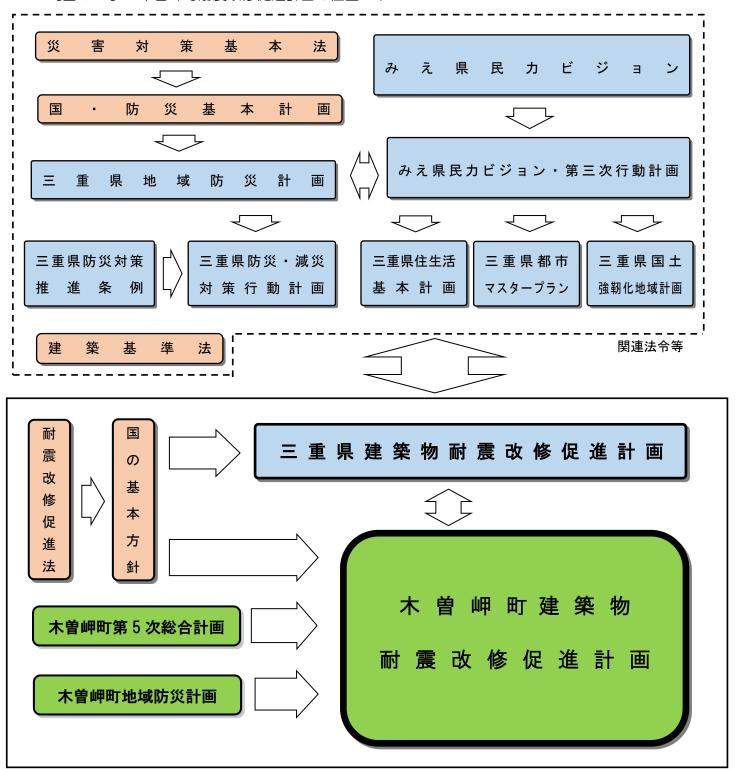
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修 促進法」という。)に基づいて、平成20年度から「木曽岬町耐震改修促進計画」(以 下「当初計画」という。)、続いて平成28年度から「木曽岬町建築物耐震改修促進計 画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改 修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「木曽岬町建築物耐震改修促進計画(第二次計画)」(以下「本計画」という。)を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「木曽岬町第5次総合計画」、「木曽岬町地域 防災計画」を上位・関連計画とし、耐震改修促進法に基づき、木曽岬町における住宅・建築物の耐 震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

【図 1-1】 木曽岬町耐震改修促進計画の位置づけ



# 第2章 計画の基本事項

# 1計画の目的等

# (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、町、県、及び建物所有者などそれぞれの主体がそれらに取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

# (2) 对象区域、計画期間、对象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、木曽岬町全域とします。

# ② 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月から令和8年3月までとします。

### ③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前(※1)に建築された住宅及び特定の建築物(※2)を対象に耐震化を図ります。

- ※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。
- ※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)及び要安全確認計 画記載建築物(同法第7条)をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物(同法附則第3条) も含みます(表2-1)。

#### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条各号、表2-1(ア))

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用をうけている建築物(以下、既存耐震不適格建築物という。)であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

(表2-1(い)欄(1)の用途のうち(ろ)に掲げるもの)。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (表2-1(い)欄(2)の用途のうち(ろ)に掲げるもの)。

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害 建築物 (避難路沿道建築物)

(表2-1(い)欄(3)の用途のうち(ろ)に掲げるもの)。

- ■要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1(イ)) 以下の既存耐震不適格建築物(要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める 耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。)であって、 政令で定める規模以上のもの。
  - ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物

(表2-1(い)欄(1)の用途のうち(は)に掲げるもの)

- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (表2-1(い)欄(2)の用途のうち(は)に掲げるもの)
- ■要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条各号、表2-1(ウ))

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害 既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)

(表2-1(い)欄(3)の用途のうち(は)に掲げるもの)

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点となる建築物)

(表 2-1 (い) 欄(4) の用途のうち(は)に掲げるもの)

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

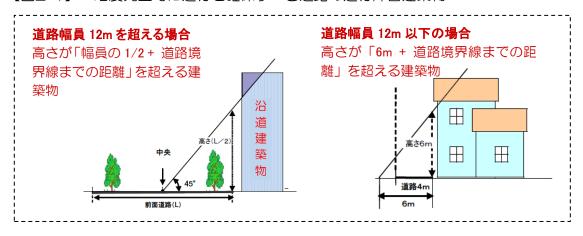
		_	/2\ <del></del>		
	(い)用 途		(ろ)要件 (耐震診断努力義務対象)		(は)要件 (耐震診断義務付け対象)
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 床面積 500 ㎡以上		階数2以上かつ 床面積 1,500 ㎡以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若し くは特別支援学校 ※		階数2以上かつ床面積 1,000 ㎡ 以上(屋内運動場を含む)		階数2以上かつ床面積 3,000 ㎡ 以上(屋内運動場を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームそ の他これらに類するもの		階数2以上かつ		階数2以上かつ
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		床面積 1,000 ㎡以上		床面積 5,000 ㎡以上
	※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設				
	病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場				階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
(1) 多	集会場、公会堂 展示場 卸売市場			(イ)	
数 の 者	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	(ア) 特	,, ,	要緊急安全確認大規模建築物	階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
が 利 用	ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所	既			A STATE OF THE STA
す る 建	博物館、美術館、図書館 遊技場	耐震			
築物	公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに	適 格			階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用 に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留				階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上 必要な建築物				灰面頂 0,000 III 反上
	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上		階数1以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	た険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 る建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】		階数1以上かつ床面積 5,000 ㎡ 以上(敷地境界線から一定距離 以内に存する建築物)
	(3)避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		耐震改修等促進計画で指定す る避難路の沿道建築物であっ て、一定の高さ以上の建築物	ウ要安全確認計	耐震改修等促進計画で指定する 重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
(4)防災拠点となる建築物				認計画記載建築物	耐震改修等促進計画で指定する 防災拠点である病院、官公署、 災害応急対策に必要な施設等の 建築物

【表2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量 一覧表(耐震改修促進法施行令第7条)

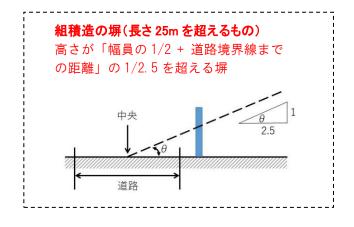
用途	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数量	
			火薬	10トン	
			爆薬	5 トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は信 号雷管	50 万個	
	<b>第</b> _	.i., <del>达</del> . *5	- 銃用雷管 	500 万個	
	第一号	火薬類	実包若しくは空包、信管若しくは火 管又は電気導火線	5 万個	
			導爆線又は導火線	500 キロメートル	
<b>#</b>			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン	
危 険 物			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分 に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量	
貯蔵	77. — D	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の 欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性	
場又は	第二号	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)		質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指 定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
処理場	第三号	危険物の規制 に規定する可	制に関する政令別表第4備考第六号 燃性液体類	30トン	
- <del>7</del> 91	第四号	危険物の規制 に規定する可	川に関する政令別表第4備考第八号 燃性液体類	20 立方メートル	
	第五号	マッチ		300 マッチトン	
	第六号	可燃性ガス( く。)	第七号、第八号に掲げるものを除	2 万立方メートル	
	第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル	
	第八号	第八号 液化ガス		2,000トン	
	第九号		物取締法第2条第1項に規定する毒 気体のものに限る。)	20トン	
	第十号		物取締法第2条第2項に規定する毒 気体のものに限る。)	200トン	

- ■通行障害既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第5条第3項第二号) 通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(避難路沿道建築物)
- ■通行障害建築物(耐震改修促進法第5条第3項第二号) 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の 円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物 なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。

【図2-1】 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



# 【図2-2】 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物(組積造の塀)



# (1) 木曽岬町における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年(慶長9年)の慶長地震、1707年(宝永4年)の宝永地震、1854年(安政元年)の安政東海地震、安政南海地震、1944年(昭和 19年)の昭和東南海地震など、概ね 100年から 150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年(天正 13年)の天正地震や 1854年(安政元年)の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑(鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等)や津波供養塔(南伊勢町贄浦、紀北町紀伊長島地内等)を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表(令和3年1月時点)では、南海トラフ地震(マグニチュード8~9クラス)の今後30年以内の発生確率を70%~80%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

# (2) 想定される地震

県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したようにプレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、 県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層(養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、頓宮断層)を選定し、被害予測を行っています。

# (3) 想定される建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、町全体で約2,100棟の建物被害が予測され、そのうち、 揺れに伴い約50棟が全壊し、津波により約2,000棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震については、養老一桑名一四日市断層帯地震では、町全体で約1,100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約1,000棟が全壊すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、町全体で約100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約70棟が全壊すると予測されています。

頓宮断層地震では、町全体で約40棟の建物被害が予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されています。

(単位:棟)

【表 2-3】 木曽岬町における全壊・焼失棟数

	過去最大 クラスの地震	養老一桑名一四日市 断層帯	布引山地東縁 断層帯	頓宮断層
揺れ	約 50	約 1,000	約 70	_
液状化	約 50	約 50	約 50	約 40
津波	約 2,000	_	_	_
急傾斜地等	_	_	_	_
火災	_	約 40	_	_
計	約 2,100	約 1,100	約 100	約 40

# 3 建築物の耐震化の現状

# (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査(総務省統計局調査。以下「統計調査」という。)や近年の新築・除却実績をもとに推計すると、町内の平成30年度時点での住宅総数は2,280戸となり、そのうち、耐震性のある住宅は1,512戸となります。これをもとに算出した耐震化率(居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合)は66.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は768戸(33.7%)と推計されています。

また、令和 2 年度末時点を推計すると、住宅総数 2,290 戸の内、耐震性のある住宅は 1,533 戸(66.9%)、耐震性がない住宅は 757 戸(33.1%)となります。

【表 2-4】 木曽岬町における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

	木曽岬町にお	おける住宅戸数	平成 25 年度末	平成 30 年度末	令和2年度末
	住宅	<b>三総数</b>	2,230	2,280	2,290
耐震性	生のある住宅戸	数(①+②)	1,441	1,512	1,533
	(耐ટ	<b>建化率</b> )	(64.6%)	(66.3%)	(66.9%)
昭和5	6 年以降建築		1,190	1,261	1,282
昭和5	55 年以前建築	の住宅総数	1,040	1,019	1,008
		木造住宅(※1)	213	213	213
	耐震性あり	木造以外の住宅(※2)	38	38	38
		計②	251	251	251
		木造住宅(※1)	777	758	751
	<b>みをか</b> かり	木造以外の住宅(※2)	12	10	6
	耐震性なし	=1	789	768	757
		計	(35.4%)	(33.7%)	(33.1%)

この表の値は、H30 住宅・土地統計調査及びその他の資料をもとに、町において推計したものです。

<sup>※1</sup> 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

<sup>※2</sup> 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

# (2) 建築物の耐震化の状況

町内における多数の者が利用する建築物は、令和2年度末時点で17棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が15棟、旧耐震基準で建築された建築物は2棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は12%となっています

また、木曽岬町における多数の者が利用する建築物の耐震化率(※)は、100%となっています。

(単位:棟)

【表 2-5】 木曽岬町における多数の者が利用する建築物の状況

		多数の者が利用する建築物 計			
			県有建築物	市町有建築物	民間建築物
建築物総数		17	0	6	11
耐震性のある建築	耐震性のある建築物数(①+②)		0	6	11
(耐震	<b>化率</b> )	(100.0%)	(-)	(100.0%)	(100.0%)
新耐震基準建築(	D	15	0	4	11
旧耐震基準建築 計		2	0	2	0
	耐震性あり②	2	0	2	0
	耐震性なし	0	0	0	0

この表の値は、町の調査をもとに作成したものです。

<sup>※</sup> 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です

# 第3章 計画の方針

# 1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議決定)における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までにおおむね解消としています。

その基本的な方針及び第一次計画における目標を踏まえ、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

# 2 基本的な取組方針

# ① 建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や町などによる公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

また、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や、防 災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援 を行うものとします。

### ③ 関係者との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り 組むものとします。

また、旧耐震基準の建物所有者に対しては、県と連携して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

# (1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化 目標:耐震化率 70.0%以上

(R2年度推計值:66.9%)

参考指標: 旧耐震基準の住宅戸数に占める <u>指標:耐震化未実施率 66.5%以下</u>

耐震性のない住宅戸数 (R2 年度推計値: 72.8%)

### ① 住宅の耐震化の現状と課題

### (第一次計画の目標に対する実績)

町では、6年前(平成28年度)に策定した第一次計画において、国の目標である耐震化率では耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、町独自の目標として、「平成25年度時点の旧耐震基準の住宅数(1,040戸)のうち、耐震性のない住宅(789戸)の割合(75.9%)」を、令和2年度に70.7%以下に低下させると設定しました。

この町の目標に関しては、令和2年度末の耐震性のない住宅が757戸と推計され、平成25年度の昭和55年以前の建築の住宅総数1,040戸に対する割合は72.8%となり、目標値70.7%以下を達成することができませんでした。

#### (耐震化率の進捗状況)

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)において、国は住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、令和 2 年までに 95% とする目標を設定していましたが、平成 30 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は 87%であり、三重県における住宅の耐震化率は平成 30 年度推計値で 84.9%でした。

一方、木曽岬町における住宅の耐震化率は、令和2年度末推計値で66.9%であり、国の掲げる目標である耐震化率95%の達成には遠く及ばない状況となっています。

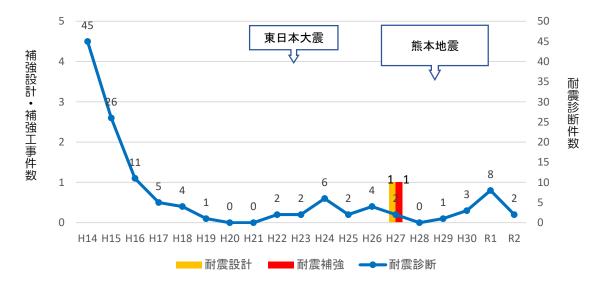
このように、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は耐震化率 95%の目標を令和 2 年から令和 7 年に 5 年間スライドし、また、県においては令和 7 年度に耐震化率 89%を目標値として設定しています。

県内各市町では、平成14年度以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設けて耐震化を推進してきましたが、耐震診断の補助件数は、東日本大震災の翌年である平成23年度をピークに減少傾向に転じています。平成28年度以降は、耐震性の無い空き家の除却補助制度が創設されたことにより、空き家の除却に伴う耐震診断の増加が見られる一方、補強工事に係る補助件数は、平成24年度をピークに依然として減少傾向が続いています。

【図 3-1】 三重県における耐震診断・補強設計・補強工事補助件数の推移



【図 3-2】 木曽岬町における耐震診断・補強設計・補強工事補助件数の推移



# ② 住宅の耐震化の目標

# (採用する目標)

第一次計画で設定した町の目標(平成 25 年時点の昭和 55 年以前の住宅数に対する耐震性のない住宅の割合=「耐震化未実施率」)は、全国の目標値(「耐震化率」)とは比較できず、また、耐震化の進捗状況がわかりにくいことから、今後 4 年間の目標設定においては、改めて国の耐震化率を目標として採用するとともに、従前の町の目標については参考指標として算出することとします。

### 【表3-1】 目標値の算定式

		(耐震性のある住宅数
目 標	耐震化率	=S55年以前の耐震性のある住宅数+S56年以降の住宅数)
		/(住宅総数)
<del>公</del> 字比描	耐震化	(耐震性のない住宅数)
参考指標	未実施率	/(H25 時点の S55 年以前の住宅数=1, 040)

### (目標値の設定)

前述のとおり、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率95%の目標を令和2年から令和7年に5年間スライドさせています。

木曽岬町においても、町内の耐震化率の推移を踏まえつつ、耐震化の推進に向け、積極的に取り組むことを前提としつつ、以下のとおり目標値を設定するものとします。

近年の耐震補強戸数、新築着工戸数、除却戸数が同水準で推移したとすると、例え5年スライドをしたとしても95%の目標値には遠く及びません。

95%の耐震化率を達成するためには、令和7年度に2,195戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和2年度の耐震性のある住宅数1,533戸との差分662戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。その実現のためには、令和4年度以降、毎年165件以上の耐震補強が必要となり、現実的とは言えません。

そこで、県や関係団体と密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し、空き家対策制度の推進等、可能な限りの対応を講じることによって、令和7年度には耐震化率70%以上を達成すべく、年2戸の耐震補強工事の完了を目標値として設定することとします。

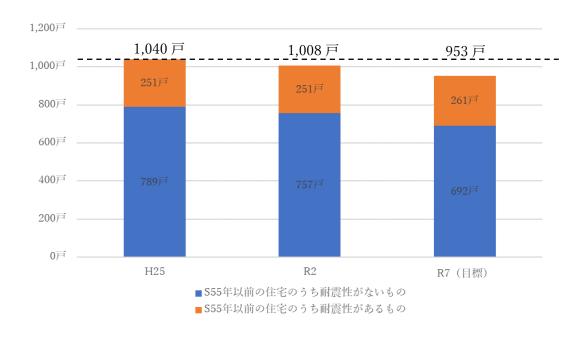
なお、従前の目標(参考指標)についても、これらの取組によって、令和7年度に66.5%以下の達成を目指します。

【表3-2】 木曽岬町における住宅耐震化の目標

	木曽岬町におり	ナる住宅戸数	R2 年度 第 1 時計画時 の想定数値	<b>R2 年度</b> 現時点での 推定値	R7 年度 年 2 戸の補強補助 が実現した場合 【目標】
	住宅紀	<b>総数</b>	2,230	2,290	2,310
耐震性の	ある住宅戸数	(1)+(2)	1,573	1,533	1,618
耐震化率	☑(目標)		70.5%	66.9%	70.0%
昭和 56	年以降建築①		1,301	1,282	1,502
耐震化未	実施率(参考	<b>指標</b> )	(目標)		
(平成 25	年度比)	(3/1,040)	70.7%	72.8%	66.5%
昭和 55	年以前建築の位	主宅総数	929	1,008	953
		木造住宅	243	213	223
	耐震性あり	木造以外の住宅	29	38	38
		計②	272	251	261
		木造住宅	648	751	686
	耐震性なし	木造以外の住宅	9	6	6
		計③	657	757	692

(単位:戸)

# 【図3-3】 木曽岬町における昭和55年以前建築の住宅の耐震化



# (2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表3-3】 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度によ	る分類	建築物の対象用途		
	社会福祉施設、地域 防災計画に指定され ている避難施設、医 療救護施設に指定さ	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物				小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、 集会場・公会堂、公益施設(以上、公 共)、入所施設、福祉施設、医療施設
A	れている施設、災害 応急対策を実施する 拠点となる施設、警 察本部、警察署	П	I 以外の建築物 (付属建築物等)		Iの附属建築物		
В	不特定多数の人が避 難施設として使用す る可能性のあるA類 以外の施設	I	主として避難施設として使用さ [ れる建築物		小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、 集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、 保育所、博物館・美術館・図書館		
В					体育館		
					利用する人の生	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎·下宿
С	A、B類以外の施設	Ι	命・身体の安全 を図る建築物	上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等		
		П	I 以外の建築物 (付属建築物等)		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫		

#### ※ 分類の説明

- A:地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの。
- B: 地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの。
- C:地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの。
- ※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-I、B-I 、C-I 、C-I とします。

# ① 公共建築物の耐震化の目標

目標2. 公共建築物の耐震化

<u>目標:耐震化率 100%</u>

(町有施設の建築物の耐震化 現状値:100%)

町が所有する対象建築物については、耐震化が完了していることから、引き続き、建築物の適切 な維持管理に努めます。

【表3-4】 町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

	用涂	用 連要度による		建築物総数(			耐震化率
年度	区		)類		耐震性あり	耐震性なし	
	分	)_		a=b+c	b	С	d=b/a
	^		I	6	6	0	100%
	А		I	-			
			I				
	В		П				
H27		т	賃貸住宅等				
	С	Ι	上記以外				
		П					
	計			6	6	0	100%
	A		I	6	6	0	100%
	A	П					
	Б	I					
	В	П					
R1		т	賃貸住宅等				
	С	Ι	上記以外				
			I				
			計	6	6	0	100%
	(対H27増減)		H27增減)	(0)	(0)	(0)	(0%)

# ② 民間建築物の耐震化の目標

目標3. 民間建築物の耐震化(用途分類A、B) <u>目標:耐震化率 100%</u>

(町有施設の建築物の耐震化 現状値:100%)

民間建築物で多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とし、耐震化は完了しています。

【表3-5】 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用 途 区	重要度による	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	分	ク級	a=b+c	b	С	d=b/a
	^	I	1	1	0	100%
	А	П	-			
H27	В	I				
		П				
		計	1	1	0	100%
	^	I	1	1	0	100%
	А	П				
R1	Б	I				
KI	В	П				
		計	1	1	0	100%
	(対H27増減)		(0)	(0)	(0)	(0%)

# 第4章 建築物の耐震化のための施策

# 1 住宅の耐震化

# (1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

# ① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

町は、引き続き、旧耐震基準の木造住宅を対象に市町が行う耐震診断、補強設計及び耐震補強工事の補助制度を継続するとともに、「補強工事費に多額の費用がかかるから耐震改修を行わない」という県民意識調査の結果や、その背景から見えてきた課題を解決するため、県と連携し、耐震補強工事の低廉化を進めるべく、より詳細に耐震診断を実施できるように耐震診断方法を見直すことや低コストの補強工法を積極的に採用するなどの取組を推進します。

### ② 簡易補強等に対する支援

「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(中央防災会議・平成25年5月28日)において、『特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

しかしながら、現在の耐震改修促進法に基づく耐震基準においては、例えば、寝室一室の壁一枚だけの補強は、偏った配置による補強となる場合があり、結果的に住宅全体の耐震性が低下するようなこともあります。

そこで、町では、寝室のみといったごく一部の補強ではなく、本来評点1.0を確保すべきところ、 そこまでのコスト負担が困難な場合に、評点0.7以上への「簡易補強工事」についても補助の対象 としています。

費用負担が障害となって耐震改修をためらう方等のために、より普及が期待できる補強手法について、県と連携しながら、引き続き検討していきます。

※「評点」:木造住宅の耐震性能を表すもので、「強さ」、「耐力要素の配置等による低減係数」、「劣化度による低減係数」の3項目から算出(一般診断法)し、次のように判定します。

評点	1. 5以上	1.0以上1.5未満	0. 7以上1. 0未満	0. 7未満
判定	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い

### ③ 補助金に係る代理受領制度導入の促進

補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅の所有者に支払われるため、一時的ではあるものの補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。このことが設計や工事へ進まない要因の一つになっていると考えられることから、補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の導入を促進し、所有者の負担軽減を図ります。

# (2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供 を行います。

# ① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

町建設課、県建築開発課・住宅政策課及び県内各建設事務所において、住宅・建築物の耐震化 をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合 に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわ せた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

### ② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、対象者に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、 引き続き、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震 補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

# ③ 町広報紙やインターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報紙や町ホームページ等を活用し、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

### (3) 計画的な耐震化の推進

町では、計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、環境整備等に取り組みます。

① 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

県では、耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会(以下「木耐協」といいます。)において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。町としてもこの取り組みについて、広く周知していきます。

### ② 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

コスト的にも有利な様々な耐震補強に関する工法が開発されているものの、設計者や工事業者がそれらを十分理解できる機会がなく、普及につながっていないことから、県では、設計者、工事業者及び市町担当者等を対象として研修会を開催し、診断方法のほか、低コスト工法やそれを活用した設計方法(工法選択の考え方)等について周知を図っています。町としても、耐震補強工事の推進を図るうえで、補強工事コストの低減化は大きな課題であることから、県と協働し、推進に取り組みます。

# 2 建築物の耐震化

### 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化 状況の公表や指導、助言等を行っていきます。

# 耐震化を促進する環境整備

町では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に 必要な情報提供等を行います。

# (建築物の所有者への周知)

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。そこで、町ホームページなどを活用して、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

### (相談窓口での情報提供)

住宅と同様に、町の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

# 3 まちの安全

# (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

### ア 耐震診断義務化対象路線の指定

県は、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を 平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物(通行障害既存耐震不適格建築物という。 以下同じ。)の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和8年3月31日までに、耐震診 断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することが義務付けられています。

ただし、町内においては該当する建築物はありません。

【表 4-1】 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路(該当路線抜粋)

路線番号	路線名	区間		連絡路線(拠点名)	
		起点	終点	起点	終点
	伊勢湾岸自動車道	木曽岬町	四日市市	愛知県境	四日市 JCT
23	一般国道23号	木曽岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主)伊勢磯部線

### イ 耐震診断指示対象路線の指定

県は、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進する ため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急 輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第 14 条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

ただし、町内においては該当する建築物はありません。

# ② 空き家対策の促進

年々増加傾向にある管理不全の空き家については、倒壊による道路の閉塞等により緊急車両等 の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住 宅と同様に、補強による耐震性の確保もしくは除却等を促進し、まちの安全性を確保します。

また、新たに創設した空き家バンク制度(※)を推進することにより、管理不全の状況にある住宅の除却や管理改善の促進を図るとともに、耐震化率の向上に繋げていきます。

※「5 空き家対策による耐震化率の向上」参照

### ③ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。このような密集市街地では、管理不全状況にある空き家率も特に高くなっていることから、周辺に居住する方々の被災リスクが増加してしまいます。密集市街地における空き家対策と耐震化の促進は、まち全体の安全対策にとっても非常に重要な課題であるため、密集市街地には重点的な啓発活動を行います。

# (2) 耐震化の促進のための普及啓発

# ① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層(養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、頓宮断層)を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図 (平成23年度版)」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断 層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図(平成25年度版)」の2種類を作成し、 目的別に公表しています。

これらを基に、町の災害予測を把握し、町民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策 を講じることができるよう啓発に努めます。

### ② 防災ガイドブックの作成

町では、想定される災害を事前に知り、一人ひとりが災害について日頃より考え、備えていただくため、「木曽岬町防災ガイドブック」を作成しています。

「木曽岬町防災ガイドブック」には、町民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ることで、災害発生時に適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容となっています。

この「木曽岬町防災ガイドブック」において、地震対策として今すぐに実施するべき備えとして 耐震診断を掲載し、耐震化促進の普及啓発に努めます。

# 4 その他建築物の地震に対する安全対策

### ① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシート等をホームページで掲載するとともに、定期パトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

# ② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、 過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのよ うな建築物から落下するおそれのあるものについては、地震に対する安全性を確保するため、必要 な点検や改修などを行う必要があります。町は、県と協力し、当該建築物の維持保全を適切に行う よう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

## ③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発しました。このことを踏まえ、建築基準法において、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められましたので、県と協力して建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

### ④ エレベーターの安全確保の実施

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに 実施するよう、県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

# ⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命に関わる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法

について、町民のみなさんに普及啓発を行います。

また、「木曽岬町災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱」に基づき、「災害時要援護者」に対しては、町の負担による家具固定の助成を行っていることから、あわせて普及啓発を行います。

町では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、木曽岬町空家等対策計画(以下、「空家計画」という。)を策定するとともに、リフォームや不良住宅の除却の補助制度を創設し、町内全域を対象として空き家対策を推進しています。

空家計画は、防災・衛生・景観など様々な面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家に関して、総合的かつ計画的な対策を講じることを目的として策定したものです。

令和元年に実施した調査結果によると、町内における空き家は83件、そのうち昭和56年以前の建築物は34件(※1)あります。

これらを対象に、令和3年度から事業を開始する空き家バンク制度の周知・PRを展開し、制度の積極的活用を促すことで住宅の再利用・耐震化率の向上を図ります。また、再利用意思のない所有者に対しては、除却の補助金制度を提示し、耐震性のない空き家の除却を促進します。

このように、本計画のみならず、空家計画を推進することで、居住の有無に左右されることなく町全体の耐震化率向上を目指すものとします。

(※1) 空き家83件の所有者に対するアンケート調査を実施。全83件のうち回答数は60件、回答率は72.3%。

調査結果	件数	判 定
	45 件	A: 良好なもの
	15 件	B: 一部修繕が必要なもの
空家等	8 件	C: 大規模な修繕が必要なもの
全	4 件	D: 倒壊の恐れがあるもの
	1 件	E: 倒壊した場合、隣接に影響を及ぼすもの
	10 件	F:建物を確認できなかったもの
計 83 件		

【表 5-1】 空家等家屋の概況調査結果

# 【図 5-1】 空家等家屋の建築年

